租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項第一号中「及び本店」を「、本店」に改め、「所在地」の下に「及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）」を加え、同条第二項中「（第五項）」を「（第六項）」に、「及び次項」を「から第四項まで」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「、第二項及び第四項」を「から第三項まで及び第五項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　源泉徴収不適用申告書を受理した支払の取扱者は、当該源泉徴収不適用申告書に当該支払の取扱者の法人番号を付記するものとする。

第二条の五第一項中「第七条第五項」を「第七条第六項」に改める。

第三条の五第三項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この章において同じ。）」に改め、同項第二号中「若しくは住所」を「、住所若しくは個人番号」に改め、同条第四項第一号、第五項第一号及び第六項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同条第七項第一号中「提出者の氏名及び住所」を「提出者の氏名、住所及び個人番号」に、「記載した氏名及び住所」を「記載した氏名、住所及び個人番号」に改め、同条第八項第一号、第十一項第一号、第十二項第一号及び第十三項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同条第十四項第一号中「所在地」の下に「並びに当該移管先の営業所等に係る金融機関等（同項に規定する金融機関等をいう。以下この条及び第三条の十三において同じ。）の法人番号」を加え、同項第二号中「所在地」の下に「並びに当該金融機関の営業所等に係る金融機関等の法人番号」を加え、同項第三号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、「所在地」の下に「並びに当該賃金の支払者及び事務代行先に係る事務代行団体の個人番号若しくは法人番号」を加え、同条に次の一項を加える。

17　施行令第二条の十八第一項若しくは第二項の規定による申告書、施行令第二条の十九第一項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書、施行令第二条の二十第一項若しくは第二項の規定による申告書、施行令第二条の二十一第一項に規定する海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、同条第四項に規定する海外転勤者の国内勤務申告書、施行令第二条の二十一の二第一項に規定する育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、同条第三項に規定する育児休業等期間変更申告書又は施行令第二条の二十三第一項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書（以下この項において「申告書等」という。）を受理した施行令第二条の十八第一項の勤務先等の長及び金融機関の営業所等の長、同条第二項の勤務先等の長及び移管前の営業所等の長、施行令第二条の十九第一項の他の勤務先の長、事務代行先の長及び金融機関の営業所等の長、施行令第二条の二十第一項の他の勤務先の長、事務代行先の長及び他の金融機関の営業所等の長、同条第二項の勤務先等の長、出国時勤務先等の長及び一般の金融機関の営業所等の長、施行令第二条の二十一第一項の出国前勤務先の長、事務代行先の長及び金融機関の営業所等の長、同条第四項の出国時勤務先等の長及び金融機関の営業所等の長、施行令第二条の二十一の二第一項又は第三項の休業前勤務先等の長及び金融機関の営業所等の長並びに施行令第二条の二十三第一項の勤務先等の長及び金融機関の営業所等の長は、当該申告書等にその勤務先等に係る賃金の支払者若しくは事務代行団体、金融機関の営業所等に係る金融機関等、移管前の営業所等に係る金融機関等、他の勤務先に係る賃金の支払者若しくは事務代行団体、他の金融機関の営業所等に係る金融機関等、出国時勤務先等に係る賃金の支払者若しくは事務代行団体、一般の金融機関の営業所等に係る金融機関等、出国前勤務先に係る賃金の支払者若しくは事務代行団体の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

第三条の十第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第三条の十二の表第三条の五第十四項の項を次のように改める。

第三条の五第十四項	この条及び第三条の十三
	係る法第四条の二第四項
	法第四条の二第四項第三項

第三条の十二の表第三条の五第十六項の項の次に次のように加える。

第三条の五第十七項	財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書
	海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書
	海外転勤者の国内勤務申告書
	育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書
	財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書

第三条の十三第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同条第七項中「含む。」の下に「第九項並びに」を加え、同条第八項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同条に次の一項を加える。

9　財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書又は施行令第二条の三十二第二項に規定する財産形成年金貯蓄者の退職等申告書を受理した同条第一項に規定する勤務先等の長及び金融機関の営業所等の長は、当該財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書又は財産形成年金貯蓄者の退職等申告書に、当該勤務先等に係る賃金の支払者の個人番号若しくは法人番号又は当該勤務先等に係る事務代行団体若しくは当該金融機関の営業所等に係る金融機関等の法人番号を付記するものとする。

第三条の十七の二第三項第一号中「第七項」を「第五項及び第八項」に、「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項第四号中「第六項」を「第七項」に改め、同条第四項第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改め、同項第二号中「又は住所若しくは居所」を「、住所若しくは居所又は個人番号」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第十八条の十二第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　特定寄附信託申告書又は特定寄附信託異動申告書を受理した特定寄附信託の受託者は、これらの申告書に当該特定寄附信託の受託者の法人番号を付記するものとする。

第三条の十八第二項第一号中「この号、次項第二号及び第九項」を「この条」に改め、「住所等という。）」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、住所等及び法人番号（法人番号を有する者が適格外国証券投資信託の受託者である場合にあつては、当該受託者の名称、住所等及び法人番号並びにその受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称）」を加え、同条第三項第二号中「住所等」の下に「（法人番号を有する外国法人にあつては、名称、住所等及び法人番号（法人番号を有する外国法人が適格外国証券投資信託の受託者である場合にあつては、当該受託者の名称、住所等及び法人番号並びにその受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称）」を加え、同条第五項第一号中「住所等」の下に「（個人番号又は法人番号を有する者にあつては、氏名又は名称、住所等及び個人番号又は法人番号）」を加え、同条第七項第五号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　当該申請書を提出する者が法人番号を有する場合には、その者の法人番号